

指定居宅介護支援
カモメ荘在宅介護支援センター
重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

社会福祉法人 廣和会
富山県滑川市吉浦13番地
TEL 076-476-5666
FAX 076-476-2588
代表者 社会福祉法人 廣和会
理事長 栗三直隆

2. ご利用の事業所

事業所の名称	カモメ荘在宅介護支援センター
事業所の所在地	富山県滑川市吉浦13番地
	TEL 076-476-5200
	FAX 076-476-2588
事業管理者	社会福祉法人廣和会 カモメ荘在宅介護支援センター 小森幸美

3. ご利用の事業所の事業者が開設している事業

指定介護老人福祉施設（従来型）	平成14年4月15日 富山県指定第1670600111号
指定介護老人福祉施設（ユニット型）	平成26年4月15日 富山県指定第1670600384号
指定通所介護	平成14年4月15日 富山県指定第1670600129

指定介護予防通所介護	平成18年4月1日 富山県指定第1670600129号
指定短期入所生活介護	平成14年4月15日 富山県指定第1670600111号
指定介護予防短期入所生活介護	平成18年4月1日 富山県指定第1670600111号
指定小規模多機能型居宅介護	平成21年5月1日 滑川市指定第1690600018号

4. 事業の目的

高齢者が自立した生活を送れるよう、また老化に伴い、要介護状態になった場合には、可能な限り居宅においてその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画ならびにその支援に努めることを目的としています。

5. 運営の方針

- ・本事業所において提供する指定居宅介護支援は、介護保険法の理念に沿ったものとします。
- ・利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、また利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援します。
- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたち、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- ・利用者やご家族は、居宅サービス計画書に位置付ける居宅サービス事業所を複数紹介することや当該事業所を位置付けた理由を求めることができ、また求められた場合には丁寧に説明いたします。尚、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況 は別紙のとおりです（別紙1参照）。
- ・居宅サービス事業所などから伝達された利用者の情報や介護支援専門員が把握した利用者の状態等について、主治医に情報伝達を行うことで連携に努めます。
- ・利用者が入院された場合には、入院時に担当介護支援専門員の氏名等や医療機関が求める利用者の情報を提供し、医療機関との連携に努めます。
- ・障害者福祉サービスを利用されてきた障害者が介護保険サービスを利用する場合には、障害福祉制度の相談支援専門員との連携に努めます。
- ・事業の運営にあたっては保険者、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、障害福祉サービス事業所等との連携に努めます。

6. 職員の配置

職種	員数	常勤・兼務の区分	常勤換算	指定基準	資格
事業管理者	1	常勤（兼務）	1	1	有
介護支援専門員	1	常勤	1	1	有

7. 営業日、営業時間、事業の実施地域

- ・営業日は、毎週月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、振替休日及び1月2日、1月3日、12月29日から12月31日までを除きます。
- ・営業時間は午前8時15分～午後5時15分までとします。
- ・事業の実施地域は限定しません。

8. 利用料金

項目			単位
基本単位	居宅介護支援費(I)	居宅介護支援(Iのi) (45件未満)	要介護1、2 要介護3、4、5
		居宅介護支援(Iのii) (45件以上60件未満 の部分)	要介護1、2 要介護3、4、5
			704単位
		居宅介護支援(Iのiii) (60件以上の部分)	要介護1、2 要介護3、4、5
		介護予防居宅介護支援費	422単位
加算	居宅介護支援費	初回加算	442単位
		退院・退所加算	300単位
			連携1回 カンファレンス参加 無 450単位
			連携1回 カンファレンス参加 有 600単位
			連携2回 カンファレンス参加 無 600単位
			連携2回 カンファレンス参加 有 750単位
			連携3回 カンファレンス参加 無 ×
		連携3回 カンファレンス参加 有 900単位	50単位
		通院時情報連携加算	250単位
		入院時情報連携加算	200単位
			緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位
	介護予防居宅介護支援費	初回加算	300単位
		委託連携加算	300単位

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので利用者負担はありません。

9. 苦情等の申し立て先

- ・当事業所における苦情の受付窓口

・介護支援専門員 小森 幸美

TEL 076-476-5200

受付時間 毎週 月曜日～金曜日（年末年始、祝祭日を除く）

8：15～17：15

- ・行政機関とその他の苦情受付機関

・滑川市役所 医療保健課

TEL 076-475-2111

受付時間 毎週 月曜日～金曜日（年末年始、祝祭日を除く）

8：30～17：30

・富山県福祉サービス運営適正化委員会 富山市安住町5-21

TEL 076-432-3280

受付時間 毎週 月曜日～日曜日（24時間）

※土・日・時間外は留守番電話にて対応

・富山県国民健康保険団体連合会 富山市下野豆田995-3

TEL 076-431-9833

受付時間 毎週 月曜日～日曜日（24時間）

※土・日・時間外は留守番電話にて対応

10. 事故発生時の対応

- ・当事業所では、ご契約者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに当該市町村及びご契約者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を行います。
- ・当事業者では、ご契約者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

11. 虐待防止について

- ・事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を行います。
- (4) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

12. 業務継続計画の策定

・事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします

- (1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13. その他運営についての留意事項

・事業所は、事業所の整備及び備品等の衛生的等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、必要な措置を講じます。

・事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定居宅介護支援・カモメ荘在宅介護支援センター

説明者・職名 介護支援専門員 氏名 印

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

契約者 住 所

氏 名 印

契約者の家族等 住 所

氏 名 印

続 柄